

「治療用装具」の申請に写真の添付が必要になります

平成30年4月1日受付分より、治療用装具の療養費を申請する場合は、「装具の写真」の添付が必須となります。

領収書と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的とするもので、適正な保険給付のためご理解とご協力をお願いいたします。

治療用装具の申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の証明書
- ③ 領収書（作成装具の明細内容を含むもの）
- ④ 装具の写真（専用の貼付台紙に装具の写真を貼り、提出）

療養費の対象となる治療用装具とは

- 医師の指示にもとづいて作成されたものであること
- 治療のために必要不可欠なものであること
- 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること

装具の写真の撮影方法について

- 作成された装具すべてに対し、下記の方向および箇所について撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面（左右）
- ③ 裏面（正面の反対側）
- ④ 取扱説明書、タグ、ロゴ、商標、その他付属品等

※装具の形状が確認できない場合、再提出をお願いすることがあります。

※小児弱視等の治療用眼鏡の申請については、写真添付の必要はありません。



治療用装具写真貼付台紙（表）

記号・番号	組合員氏名	受診者氏名	提出年月日
			令和 年 月 日

- 注) 1 ご自身が実際に装着する装具の現物を撮影した写真を枠内に貼付してください。
2 装具全体が確認できるように撮影してください。
3 装具代金を支払った際に受け取った装具すべての写真を撮影してください。（台紙が2枚になっても差し支えありません。）

正面から撮影したもの

側面（左右どちらか一方）から撮影したもの

治療用装具写真貼付台紙（裏）

裏面（底面）から撮影したもの

その他（ロゴ・タグ（サイズ・品番・メーカー表記等）がある場合）